

# 情報公開・開示に関する規則

(規程 第137号)

## (目的)

第1条 この規則は、学校法人トヨタ学園及び豊田工業大学（以下総称して「本学」という。）が保有する情報の公開と開示について必要な事項を定めることを目的とする。ただし、個人情報に関する事項については、別に定める「個人情報保護に関する規則」に基づくものとする。

## (定義)

第2条 本規則において、「情報」とは、本学の職員が職務上作成した文書、図画並びにデジタルデータ等であって、本学が保有しているものをいう。また、「公開」とは、本学が有する情報を自主的に公表することをいう。「開示」とは、情報開示請求手続きに基づき情報を示すことをいう。

## (適用除外)

第3条 本学の職員等が業務遂行上、本学が有する情報を利用する必要がある場合、本規則は適用しない。

## (情報公開の範囲)

第4条 次の各号に掲げる情報については、本学ホームページ等において広く社会に公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるもの以外の項目についての情報公開については、各部署等において別に定めることができる。

- (1) 大学の理念・教育研究上の目的
- (2) 大学の基本情報
- (3) 入学者受入方針、入学試験、収容定員に関する情報
- (4) 教育課程の編成・実施の方針に関する情報
- (5) 教育・研究活動に関する情報
- (6) 学生生活・課外活動に関する情報
- (7) 学生の留学に関する情報
- (8) 社会貢献・連携活動に関する情報
- (9) 卒業・修了認定、学位授与方針に関する情報
- (10) 学生の就職・進学等進路支援に関する情報
- (11) 校地・校舎等の施設及び教育・環境施設・設備に関する情報
- (12) 財務及び経営に関する情報
- (13) 自己点検・評価及び認証評価機関による評価結果に関する情報

## (開示情報の請求)

第5条 前条により公開する情報以外のものについて、情報の開示を請求しようとする者は、所定の様式「開示請求書」を総務部に提出しなければならない。

## (不開示情報)

第6条 前条に関わらず、次の各号に掲げる情報は開示の対象から除く。

- (1) 特定の個人が識別される情報又は識別され得る情報
  - (2) 開示することにより、本学の正当な利益が損なわれる恐れがある情報
  - (3) 特定の者に不利益を与える情報又は恐れのある情報
  - (4) 外部機関との協議事項や事業のうち、情報開示することにより、協議事項や事業の適正な遂行に困難をきたす情報又は恐れのある情報
- 2 前項に定める以外の情報であっても第7条に定める審議会の議により、必要に応じて開示の対象から除くことができるものとする。

(審議会)

第7条 本学は、情報公開の範囲及び情報開示の請求並びに関連する事項を審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 委員長 理事長
- (2) 副委員長 学長，専務理事
- (3) 委員 副学長，大学事務局長
- (4) その他 委員長が指名する者

3 審議会は、開示請求をうけて、30日以内に開示又は不開示の審議結果を請求者に対し、報告する。

(公開情報の適正管理)

第8条 情報の所管部署及び公開を行う部署は、所管情報の漏洩、滅失、改ざんの防止のために必要な措置を講じなければならない。

(法令等の遵守)

第9条 情報の所管部署及び公開を行う部署は、関係法令、契約による義務及び関連する諸規則を遵守しなければならない。

(規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、内部質保証委員会及び教授会の審議を経たのち、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この規定は、令和2年6月29日に遡って改正施行する。

制 定 平成28年6月1日  
改正1回 令和2年11月30日  
改正2回 令和3年10月1日

様式（第5条関係）

総務部受付

## 情報開示請求書

学校法人トヨタ学園及び豊田工業大学が保有する情報について「情報公開・開示に関する規則」に基づき、下記のとおり情報開示を請求いたします。

申請日	年 月 日 ( )
申請者氏名 または団体名称	印
申請者連絡先 または団体居所	(住所)
	(電話番号)
開示請求する 情報名等	
請求の趣旨及び 使用目的	

\*上記、請求情報は、請求の趣旨及び使用目的以外では使用しません。

開示の可否	・可 ・否（不可の場合、通知文書にて回答） *申請者への回答（ 年 月 日）
開示可否の決裁 （審議会決定日）	年 月 日 ( )
開示実施日	年 月 日 ( )

（帳票ルート）

請求者 → 総務部 → 事務局長 → 審議会 → 請求者に回答